

第1章 総則	第1条 名称	本会は、全国免税店協会（略称「全免協」）と称する。
	第2条 事務所	本会は、事務所を東京都におく。
	第3条 目的	本会は、消費税法第8条に規定する輸出品販売場等における輸出免税等の特例の適切な取扱いを通して、税務、税制等の公正に寄与し、行政当局が行う施策に協力することをもちいて目的とする。
	第4条 事業内容	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 関係法令、通達等の周知徹底 (2) 行政施策の実施に関する協力 (3) 制度、手続等の改善に関する意見具申 (4) 関係諸機関、諸団体等との連絡協調 (5) その他本会の目的を達成するため必要な事業
	第5条 事業年度	本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
第2章 会員	第6条 会員	本会の会員は、輸出品販売場及び外国公館等に対する消費税免除指定店舗並びにこれらに関連する事業を行う者で、本会の目的や事業内容に賛同した者とする。
	第7条 賛助会員	第6条の会員に加え、本会の事業の円滑化を目指すことを前提として、本会と各種団体との相互的な入会を行うことを認め、これら団体を賛助会員と位置付ける。
	第8条 入会	入会にあたっては、本会所定の様式による申し込みを行い、理事会の承認を得るものとする。
	第9条 会費	会員は別途定める所定の会費を支払うものとする。尚、会費の改定については理事会にて承認後、総会にて承認されるものとする。
	第10条 退会	会員は退会するにあたって所定の退会届を理事会宛に提出するものとする。
	第11条 除名	会員が以下に掲げる等の行為を行った場合、理事会の決議により除名することができる。 (1) 本会の名誉を毀損する行為 (2) 本会の目的に反する行為 (3) 会員としての義務に違反する行為 (4) その他除名に値する行為、等。
第3章 総会	第12条 構成	総会は全ての会員をもって構成する。
	第13条 権限	総会においては以下の事項について決議する。 (1) 理事及び監事の選任又は解任 (2) 事業計画及び収支予算 (3) 事業報告及び収支決算 (4) 会員規約の変更 (5) その他総会にて決議するべきと理事会にて合意された事項
	第14条 開催	総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上から請求があったときは、会長は、1月以内にこれを招集しなければならない。
	第15条 招集	総会は理事会の決議に基づき会長が招集する。
	第16条 議長	総会の議長については本会の会長がこれに当たる。
	第17条 決議	総会は会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって決議を行う。可否同数の場合は議長がこれを決する。 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は議決権の行使を委任することができる。 3 前項の規定により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。 4 総会の議事については、事務局が議事録を作成する。 5 作成した議事録は書面若しくは電磁的方法により議長及び出席理事にて確認を行う。
	第18条 役員	本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 5名以内 理事 20名以内 監事 2名
第19条 役員の選任	理事及び監事は総会において選任する。会長及び副会長は理事のうちから互選することとする。	
第20条 会長の職務	会長は、本会を代表し、会務を統括する。	
第21条 副会長の職務	副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長もしくは副会長協議のうえ、その1名が会長の職務を代行する。	
第22条 理事の職務	理事は、理事会を通じて本会の運営に参画し、会務を執行する。	
第23条 役付き理事	本会に専務理事及び常務理事等の役付き理事をおくことができる。専務理事及び常務理事等の役付き理事は理事会の決議を経て会長がこれを委嘱あるいは解任するものとする。	
第24条 役付き理事の職務	専務理事及び常務理事等の役付き理事は、会長及び副会長を補佐して会務の処理にあたる。	
第25条 監事の職務	監事は、経理に関する事務を監査する。	
第26条 役員の任期	役員の任期は選出された定時総会から1年とし、再任を妨げない。補欠または増員のため事業年度中に選任された役員の任期は、本規定にかかわらず、その任期の残余期間とする。	
第27条 役員の解任	理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。	
第28条 顧問・相談役	本会に顧問及び相談役をおくことができる。顧問及び相談役は理事会の決議を経て会長がこれを委嘱あるいは解任するものとする。	
第5章 理事会	第29条 構成	理事会は、会長・副会長・理事をもって構成する。また、理事会には監事も出席して意見を述べることができる。
	第30条 権限	理事会においては以下の事項について協議の上決議する。 (1) 会長・副会長の互選又は解任 (2) 本会の業務執行内容 (3) 理事の職務の執行の監督 (4) 総会の開催 (5) 総会に諮る事項 (6) 会員の除名 (7) その他理事会にて決議するべき事項
	第31条 招集	理事会は、会長が必要と認めるときは随時これを招集する。会議の招集は、会日の20日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、便宜な方法によることを妨げない。
	第32条 議長	理事会の議長については会長の指名した副会長がこれに当たる。

	第33条 決議	<p>理事会は理事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって決議を行う。可否同数の場合は議長がこれを決する。</p> <p>2 理事会の議事については、事務局が議事録を作成する。</p> <p>3 作成した議事録は書面若しくは電磁的方法により出席理事にて確認を行う。</p>
第6章 その他	第34条 経費の支弁	<p>本会の経費は、資産をもって支弁する。</p>
	第35条 資産	<p>本会の資産は、次の各号をもって構成する。</p> <p>(1) 会費</p> <p>(2) 寄付金品</p> <p>(3) 資産から生ずる収入</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他</p>
	第36条 事業計画および収支予算	<p>本会の事業計画書及び収支予算書は、事務局が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類は定時総会で報告するものとし、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。</p>
	第37条 事業報告及び決算	<p>本会の事業報告及び決算書類は、毎事業年度終了後、事務局が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会において承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の書類を事務局に5年間備え置くものとする。</p>
	第38条 規約の改定	<p>本会の会員規約の変更については、理事会での承認後、総会にて決議するものとする。</p>
	第39条 解散	<p>本会は、総会の決議により解散する。</p>
	第40条 残余財産の処分	<p>本会が清算する場合において有する残余財産は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
	第41条 事務局	<p>本会の事務を処理するために事務局を設ける。</p> <p>2 事務局には、理事会が選任する事務局長及び所要の職員を置く。</p>
	第42条 情報公開及び個人情報の保護	<p>本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。</p> <p>2 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。</p>